

一般廃棄物処理業許可証

第2-4号許可

住所 帯広市西23条北4丁目1番地2
有限会社 タナベ
氏名 代表取締役 田邊 宏 様

令和2年9月1日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の種類	収集運搬・処分の別	収集運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許可期間		令和2年9月21日から 令和4年9月20日まで
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		新得町の一般廃棄物の処理区域内に限る。
許可の条件	収集した廃棄物の搬入場所	新得町一般廃棄物中間処理施設
	その他	一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。 各種関連法規を遵守すること。

令和2年9月1日

新得町長 浜田 正 利

